

三条市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するにあたり、都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する事項について、広範若しくは専門的な見地から検討及びとりまとめを行い、市長に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定の完了までとする。

ただし、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、速やかに後任の委員を委嘱しなければならない

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各一人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月16日から施行する。